

## ○ 名取市工事検査執行要領

### 第1 (目的)

この要領は、名取市工事検査規程（平成20年名取市訓令第4号。以下「規程」という。）により検査を執行するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 (検査員の任務)

検査員は、検査を行うに当たっては、規程第14条を遵守し、自己の判断と責任において、合格、不合格及び出来高の決定を行うものとする。

- 2 検査員は、検査を行うに当たって、必要があるときは、工事を担当する監督職員に対し、あらかじめ当該工事に関して説明を求めることができるものとする。
- 3 検査員は、他官庁より、工事等に関する検査があるときは立会うものとする。

### 第3 (中間検査の実施)

工事の中間検査は、工事完成後に、施工の適否を確認し難い工事又は隔地において製造している構造物等の工事で中間検査による確認が必要であると求められる場合に、別表の施行時期に行うものとする。

- 2 債務負担工事等で工期が1年以上となる場合は、原則として各年度において中間検査を行うものとする。
- 3 第1項の別表以外の施行時期で、監督職員又は工事検査監が中間検査を必要と認めるとき行うものとする。

### 第4 (改修等の措置)

検査員は、検査の結果改造又は補修（以下「改修等」という。）の必要があると認めるときは、工事改修等指示書（規程様式第4号）を作成して該当工事担当課長に送付又は報告するものとする。

- 2 検査員は、前項に規定する改修等の指示をした場合において、改修等完了届が提出された後、改修等の確認を行うものとする。
- 3 検査員は、中間検査及び出来高検査において、第1項に規定する改修等の指示をした場合、改修等の確認を当該工事を所掌する課長に委任することができるものとする。この場合において当該課長は、改修等の内容を確認し、改修等完了確認報告書により、工事検査監に報告するものとする。
- 4 検査員は、軽微な改修等の指示を口頭で行った場合、改修等工事完了後、監督職員より報告を受けるものとする。

### 第5 (出来高の意義)

規程及びこの要領における出来高とは、出来形（質）出来高（量）を併せた意義に用いるものとする。

## 第6 (検査の立会い)

規程第8条第2項に規定する現場代理人等には、主任技術者、管理技術者及び専門技術者を含むものとする。

## 第7 (工事の完成写真)

主務課長は、規程第10条の規定により、完成検査又は指定部分に係る完成検査を請求するときは、当該工事の着工前と完成又は指定部分に係る完成が判別できる写真を添付するものとする。

## 第8 (完成検査の時期)

検査員は工事担当課長から完成検査の請求を受けたときは、完成届を受理した日から工事(修繕に係るものを含む)については14日、その他については10日以内に検査を終了するものとする。この場合において日数の計算は、初日算入するものとする。

## 第9 (その他)

この要領に定めのない事項については、必要に応じその都度、市長が定めるものとする。

## 別表

### 中間検査を行う施行時期

#### 1 土木工事

##### (1) 基礎工事

- ① 土留工法等の施工による掘削又は岩盤等の掘削が完了したとき。
- ② 盛土及び埋戻し工における締め固めを施行中のとき。
- ③ 基礎杭(鋼管杭・コンクリート杭・鋼矢板・鋼管矢板等)及び控工(腹起し・対ロット材・控工等)が完了したとき。
- ④ 地盤改良工事が完了後、改良地盤上に連続して施工する場合には、その施工前のとき。

##### (2) 橋梁工事

- ① 橋梁・橋脚の高さが5m以上で、橋長15m以上の下部工が施工中のとき。
- ② 床版工については、背筋が完了したとき。
- ③ コンクリート橋(主としてPC橋)については、カンチレバー工法では30%以上、桁製作では60%以上の出来高に達したとき。

##### (3) 鉄鋼工事

鉄橋(歩道橋・水管橋含む)・水門扉・可動堰・用排水材(汎用ポンプ製品は除く)・工場製作における製作又は仮組みの完了したとき。

- (4) 舗装工事  
上層路盤工の完了又は施工中のとき。
- (5) 各種管工事（道路横断の小規模は除く）  
コンクリート管及び鋼管、鋳鉄管等の据付を施工中のとき。
- (6) 用排水路工事  
コンクリート二次製品又は管類の据付の施工中又は完了したとき。

## 2 建築・設備工事

- (1) 建築工事
  - ① 鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の原寸図が完了したとき。
  - ② 木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造の建方が完了したとき。ただし、中高層建築物においては、いずれかの階の配筋が完了したとき。
  - ③ 鉄筋コンクリート造で、いずれかの階の配筋が完了したとき。
- (2) 設備工事
  - ① 関係法規、規格及び基準等により必要な試験、試運転、性能判定を行うとき。
  - ② 完成時に点検ができない隠ぺい工事で、確認の適時なとき。

### 附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 20 日から実施する。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 16 日から実施する。